

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (a. 詰まり・堆積)

1-42. 低レベル濃縮廃液処理系圧縮成型装置移送配管の詰まり

<p>事象の概要</p> <p>(1)発生場所：機器</p> <p>(2)設備の概要</p> <p>(3)発生の状況</p> <p>(4)概要</p> <p>(5)原因</p>	<p>低レベル廃棄物処理建屋：圧縮成型装置移送配管</p> <p>低レベル濃縮廃液を乾燥装置で粉体化後、固形化するための試薬を加え、圧縮成型装置で加圧して出来上がった圧縮成型体が通過する配管。</p> <p>圧縮成型装置の運転中</p> <p>圧縮成型装置で圧縮成型体を作成中に、圧縮成型体が移送配管に詰まり運転が停止。</p> <p>運転を継続することで発生する詰まり（予め対応手順を定めている）</p>												
<p>事象による影響</p> <p>(1)工場外への影響</p> <p>(2)安全性への影響</p> <p>(3)作業員への影響</p> <p>(4)他工程への影響</p>	<p>工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する低レベル廃棄物処理建屋の塔槽類換気系が稼働している設備内での事象であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 圧縮成型体の詰まりにより、圧縮成型装置が停止し処理運転が停止すること、上流に設置している一時的な廃液の貯槽は、復旧までに発生する廃液を受け入れるために十分な容量を有していることから、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>作業員への影響は生じない。 圧縮成型体の詰まりは圧縮成型装置内で発生しており、作業員は遠隔操作で運転しているため、作業員への影響は生じない。</p> <p>他工程への影響は生じない。 圧縮成型装置の停止により、低レベル濃縮廃液の処理運転を中断すること、また、上流に設置している一時的な廃液の貯槽は、復旧までに発生する廃液を受け入れるために十分な容量を有していることから、他工程への影響は生じない。</p>												
<p>対応の概要</p>	<p>1.移送配管の詰まりであることを確認する。</p> <p>2.圧縮成型体排出部に振動発生装置を設置し、圧縮成型装置内の圧縮成型体の詰まりを除去する。</p> <p>3.詰まり除去後、異常がないことを確認し、定められた手順に従い、運転を再開する。</p>												
<p>公表区分</p>	<p>毎月集約して月1回公表（ホームページへ掲載）</p>												
<p>連絡区分*</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A情報</td> <td>B情報</td> <td>C情報</td> <td>ごく軽度な機器故障</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td> <td>不適合等</td> </tr> </tbody> </table>	トラブル情報			運転情報			A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報										
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等								

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要

